

外来種対策について琵琶湖・淀川水系と霞ヶ浦・利根川水系の 連携体制を求める要望書

2003年6月9日

淀川水系流域委員会委員長 芦田 和男 様
同委員会環境・利用部会部会長 宗宮 功 様



霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議

事務局長
特定非営利活動法人アサザ基金
代表理事 飯島 博



琵琶湖・淀川水系は世界でも他に類をみない独特の生態系を持ち、イタセンバラやニッポンバラタナゴ、イチモンジタナゴ、カネヒラを代表とするタナゴ類をはじめとした多くの固有種が生息しています。同時にこれらの在来タナゴ類は各生息地において絶滅の危険に晒されており、手厚い保護が必要となっています。イタセンバラなどの種においては、関係機関による保護策も講じられていると聞いています。

しかしここにきて、近い将来琵琶湖・淀川水系のタナゴ類に重大な影響を及ぼす恐れのある大型の外来タナゴが霞ヶ浦で急激に繁殖を始めています。オオタナゴは霞ヶ浦で初めて確認された外来種で、移入した先の水域の生態系に深刻な影響をあたえることが予想される種です。日本のタナゴ類に比べて非常に大きくなるオオタナゴの存在は、産卵に使用する二枚貝やそれを奪い合うことに伴う縄張り争いにより、移入された水域において在来タナゴ類の生息を脅かし、絶滅に追いやることさえ考えられます。また、在来種のタナゴ類との交雑の可能性も指摘されています。

ところが、霞ヶ浦ではオオタナゴについての対策等はまったく実施されていないのが実態です。他の外来魚対策についても、ブラックバスのキャッチアンドリリースの禁止を取り込むなどの積極的な姿勢を見せる滋賀県とは違い、茨城県は未だに外来魚に対する対策の体系化を行っていません。

すでに、オオタナゴは霞ヶ浦周辺の関東地方の湖沼にも分布を広げており、このままの状態が放置されれば確実に分布を拡大していくことが予想されます。関東においてはすでに東京、神奈川、埼玉など各地で二次放流に伴うものと思われる個体が発見されており、西日本に移入するのも時間の問題と思われます。霞ヶ浦で釣り等によって採捕されたオオタナゴが何者かによって琵琶湖・淀川水系に持ち込まれた場合、現状で絶滅の危機に瀕している在来タナゴ類の生息をさらに脅かすことは確実です。

最近の釣り業界では雑誌等で無責任にオオタナゴ釣りを宣伝しており、このような危惧をさらに強めざるを得ない状況です。緊急に対策が必要となっています。

わたしたちはこれまで茨城県に対して、外来魚をはじめとした外来種移入種対策の総合的な実施を求めてきましたが、先に述べたように対応は未だに不十分です。霞ヶ浦での外

来種対策が遅れることは、琵琶湖・淀川水系をはじめ全国の湖沼河川に重大な影響を及ぼすことになります。

そこで、わたしたちは外来魚対策について先進的な取り組みをされている滋賀県や大阪府、京都府、国土交通省淀川河川事務所、琵琶湖河川事務所と茨城県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県および国土交通省震ヶ浦河川事務所、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所との間で連携して、外来魚等への対策を実施されるよう要望します。琵琶湖・淀川水系と震ヶ浦・利根川水系間ではこれまでにも国内移入種が互いに侵入して影響を及ぼしあっています。国内の2大湖沼である琵琶湖・淀川水系と震ヶ浦・利根川水系が連携して国内の外来魚等への対策に取り組むことは、外来魚等の拡大を防ぎ日本の生態系を保全していく上でたいへん大きな効果を生むことになります。

要望項目

1. 外来種対策について琵琶湖・淀川水系と震ヶ浦・利根川水系の連携体制をつくるように、各関係機関の協議を行うことを求めます。
2. 琵琶湖・淀川水系、震ヶ浦・利根川水系の外来種対策協議会を早急に設置することを求めます。

なお、私たちはすでに、同内容の要望を以下の機関に提出しました。また、関連NGOにも連携を呼びかけています。

国土交通省淀川河川事務所
国土交通省琵琶湖河川事務所
国土交通省震ヶ浦河川事務所
国土交通省利根川上流河川事務所
国土交通省利根川下流河川事務所
大阪府
京都府
滋賀県
茨城県
千葉県
群馬県
栃木県
埼玉県